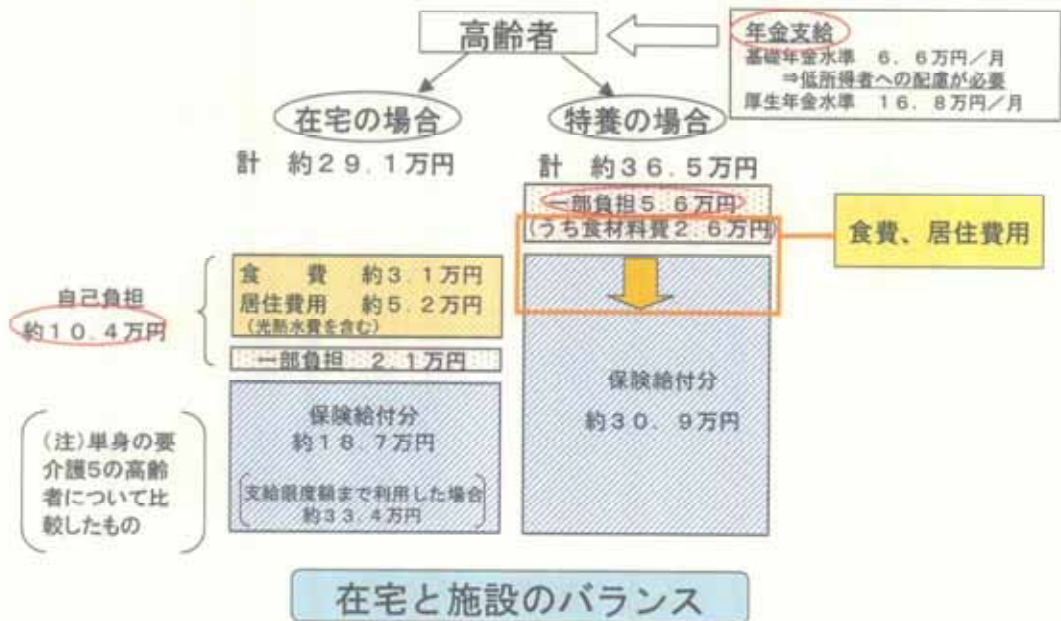


2. 施設給付の見直しについて

施設給付の見直し

- 施設における食費、居住費用は在宅と同様、保険外（利用者負担）とする
 - 〈居住費用〉 個室：減価償却費＋光熱水費相当
多床室：光熱水費相当
 - 〈食費〉 食材料費＋調理コスト相当
- 低所得者対策
 - ・市町村民税非課税の世帯には、負担の軽減措置（介護保険制度で補足給付）



- 諸外国の介護施設では、食費、居住費は自己負担が原則

	ドイツ	イギリス	フランス	スウェーデン	アメリカ
利用者負担	食費・居住費用 給付限度額を超える部分は自己負担が原則(※)。 低所得者については州の社会扶助(公費)が支給される。	施設入所については一定以上の所得・資産を有する者は全額自己負担。 低所得者については、サービスを要する費用の全部又は一部を地方自治体が負担。 在宅については地方自治体により異なる。	施設における食費・居住費用は自己負担が原則。 低所得者については社会扶助から支給。	施設における食費・居住費用は自己負担が原則。低所得者には家賃補助等を支給。	メディケアでは一定期間しか給付されず、期間経過後は全額自己負担。 自己負担できないと認められる場合はメディケイドで対応。

(※)徴収額は施設により区々であるが900～1,400ユーロ(1ユーロ=130円で12万～18万円程度)

施設給付の見直しについて

I 居住費用・食費の見直し

(1) 居住費用

① 保険給付の対象外とする費用の範囲・水準

○居住環境の違いを考慮した取扱いとする。

個室・ユニット	：減価償却費＋光熱水費相当
準個室（※）	：減価償却費＋光熱水費相当
多床室	：光熱水費相当

※準個室：非ユニット型の個室、ユニット型で個室に準ずるもの

② 利用者負担の水準

○施設と利用者の契約により定められる。

※介護施設の経営実態調査や家計調査データからみたモデル的な負担水準

個室・ユニット	6万円／月程度
準個室	5万円／月程度
多床室	1万円／月程度

○低所得者については、負担軽減を図る観点から新たな補足給付を介護保険制度内に創設。

(2) 食費

① 保険給付の対象外とする費用の範囲・水準

○食材料費＋調理コスト相当 とする。

○栄養管理については、栄養ケアマネジメントや給食管理業務の在り方を見直した上で、これを適切に評価する観点から、引き続き保険給付の対象とする。

○通所系サービスの食費についても保険給付の対象外とする。

② 利用者負担の水準

○施設と利用者の契約により定められる。

※介護施設の経営実態調査や家計調査データからみたモデル的な負担水準

4. 8万円／月程度

○低所得者については、負担軽減を図る観点から新たな補足給付を介護保険制度内に創設。

(3) 補足的給付

①対象者

○介護保険三施設（ショートステイ含む）の利用者のうち、保険料段階が第1段階、新第2段階、新第3段階に該当する者であって申請のあったもの

②給付額

○所得段階に応じ、「補足的給付の基準額」－「負担上限額」が補足的給付の額となる。

		居住費用	食費
補足的給付の基準額	個室	6.0万円	4.8万円
	準個室	5.0万円	
	多床室	1.0万円	
負担上限額			
第1段階 (生活保護受給者等)	個室	2.5万円	1.0万円
	準個室	1.5万円	
	多床室	0万円	
新第2段階 (市町村民税世帯非課税かつ年 金収入が80万円以下等)	個室	2.5万円	1.2万円
	準個室	1.5万円	
	多床室	1.0万円	
新第3段階 (市町村民税世帯非課税かつ 新第2段階非該当者)	個室	5.0万円	2.0万円
	準個室	4.0万円	
	多床室	1.0万円	

※1 数字は一人当たり月額

※2 個室は「個室・ユニット」

※3 施設において設定している居住費用及び食費がこの基準額を下回る場合は、施設において設定している額と負担上限額との差額が給付額となる。

II 低所得者等に対する措置

(1) 高額介護サービス費の見直し

保険料段階の「新第2段階」については、現行の月額上限を引下げ。

月額上限 2.5万円 → 1.5万円

(2) 旧措置入所者の経過措置の延長等

①現行措置の概要

- 対象者：介護保険法施行以前に、市町村の行政処分（旧措置）により、特別養護老人ホームに入所した者
- 内容：介護費用の自己負担部分と食費の合計額が、法施行前の費用徴収額を上回らないように設定。
- 期間：施行後5年（平成17年3月31日で期限切れ）
- 根拠法：介護保険法施行法

②今後の取扱い

- ア 現行の経過措置の延長（平成17年4月施行。5年間の延長）
 - ・利用者負担の軽減
 - ・食費の負担額の軽減
- イ 居住費の負担導入に伴う軽減措置（平成17年10月施行）

③対象者

約6万8,000人（平成16年4月、特養入所者の約20%）

（3）社会福祉法人による利用者負担の減免の運用改善

①現行の仕組みの概要

- 対象者：市町村民税非課税であって、特に生計が困難である者
＝最も生計が困難な者から15%程度の範囲の者。被保護者は対象外

※特養において実際に減免を受けている者の割合は、入所者総数の約6%
（平成14年10月現在）

- 減免内容：1/2～全額の範囲内で、申請者の収入状況等を勘案して市町村が個別に決定する。
- 社会福祉法人に対する助成：
 - ・受領すべき利用者負担総額の1%までは、法人が全額を負担。
 - ・1%を超える部分は、公費で1/2を助成
（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）
 - ・特養については、5%を超える部分は、すべて公費で助成

②今後の取扱い

- 新第3段階のうち特に生計が困難である層も対象となるよう、対象者の範囲、減免内容、助成の仕組み等について運用を見直し。
（詳細は、今後さらに検討）

居住費用、食費の見直しに伴う利用者負担の変化

特別養護老人ホームの入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

〔 現 行 〕 ⇒ 〔 見 直 し 後 〕

改正後の 保険料段階	利用者 負担計	1割 負担	居住費	食費		利用者 負担計	1割 負担	保険外に		利用者負担の 上限を設定
								居住費	食費	
第1段階	25 (4.5-5.5)	15	- (2.0-3.0)	1.0		25 (5.0)	15	0 (2.5)	1.0	利用者負担の 上限を設定
第2段階	4.0 (7.0-8.0)	25	- (3.0-4.0)	1.5		3.7 (5.2)	15	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階	4.0 (7.0-8.0)	25	- (3.0-4.0)	1.5		5.5 (9.5)	25	1.0 (5.0)	2.0	
第4段階	5.6 (9.7-10.7)	3.0 (3.1)	- (4.0-5.0)	2.6				(利用者と施設の 契約により設定)		
						(参考)標準的なケース				
						8.7 (13.4)	2.9 (2.6)	1.0 (6.0)	4.8	

注1) 表中の()内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 改正後の1割負担については現行の介護報酬を基に機械的に試算したものである。

(参考) 保険料段階の考え方

※保険料段階の第1段階～新第3段階（現行の第1段階及び第2段階）が低所得者対策の対象範囲となる。

現 行		見 直 し 後		(参考) 対象者見込数
第1段階	生活保護受給者等	第1段階	同 左	約2%
第2段階	市町村民税・世帯非課税	第2段階	○ 市町村民税・世帯非課税 ○ 高齢者本人/年金収入が80万円以下 であって、年金以外に所得がない者	約34%
		第3段階	○ 市町村民税・世帯非課税であって、 第2段階に該当しない者	新第2段階は、 旧第2段階 の約5割
第3段階	市町村民税・本人非課税	第4段階	同 左	約39%
第4段階	市町村民税・本人課税 (本人の合計所得金額が 一定額(注)未満)	第5段階	同 左	約13%
第5段階	市町村民税・本人課税 (本人の合計所得金額が 一定額以上)	第6段階	同 左	約12%

※ 見直し後の第2段階は、具体的には、公的年金等控除の最低保障額を140万円→80万円に変更し計算した、地方税法上の合計所得金額が0円以下の者が対象。

※ 保険料段階の設定は、上記の標準を参考とし、市町村が条例により独自に定めることを可能とする。

注)平成15年～17年度:200万円